

各位

「第2笠置町・和束町・南山城村地域福祉計画策定支援業務」質疑に対する回答

標記につきまして、各社から仕様内容等についての質疑をいただきました。

つきましては、次のとおりご照会内容について回答いたします。

この内容にて、企画提案をお願いいたします。

笠置町 保健福祉課

件 名	第2笠置町・和束町・南山城村地域福祉計画策定支援業務	
No.	質 疑 事 項	回 答
1	見積書は、笠置町、和束町、南山城村の総額で作成するという認識でよろしいでしょうか。	2町1村それぞれで按分して作成するようお願いいたします。
2	アンケート調査票や最終成果品は2町1村それぞれに必要部数を納品するかたちでよろしいでしょうか。	2町1村それぞれに必要な部数を納品するようお願いいたします。
3	プロポーザル実施要領の4.審査資料の提出についての⑥について、地域福祉計画の実績の記載はどのように考えたらよろしいでしょうか。	令和2年度から令和6年度の5年間を対象として記入をお願いいたします。
4	仕様書の5業務の内容（7）法令改正による計画との整合性の確保とありますが、業務の具体的なイメージをご教示ください。	計画策定を行うにあたって、福祉関係法令の読み込みは必須と考えております。 別添の一覧表を参考に、2町1村毎に引用例規一覧を作成し、成果品として納品してください。 福祉関係法令とはe-Gov 法令検索 (https://laws.e-gov.go.jp/result) の分類「厚生」「社会福祉」「社会保険」の項目に掲載されている全ての法令をいいます。 ※1,016件の法令が対象となります。 告示や通知・通達は含みません。 例規に関しましては、2町1村のホームページ及び例規集追録又は単行本に載っているものすべてが対象となります。 図書が必要な場合は、それぞれの自治体から借用願います。
5	仕様書の5業務内容（7）で、今後、福祉関連法令の改正箇所が引用されている2町1村の例規(条例：規則：要綱)の条項を指摘すること。とありますが、これは業務期間中に改正される福祉関連法令が対象という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 契約期間中、随時官報をご確認いただき、指摘表の作成をお願いいたします。
6	計画策定委員会について、令和7年度と8年度の配分をご教示願います。	受託後に、2町1村それぞれと協議し決定願います。

以上